

第 1141 回経営委員会議案

平成 23 年 4 月 12 日

## 平成 23 年度経営委員会委員の報酬について

平成 23 年度経営委員会委員の報酬については、平成 22 年度と同額とし、別添資料（経営委員会委員報酬支給基準）のとおり支給することとしたい。

## 経営委員会委員報酬支給基準

第1条 経営委員会委員（以下「委員」という。）の報酬の支給については、この基準の定めるところによる。

第2条 委員の報酬は、常勤、非常勤とも月額報酬および期末報酬とし、別表に定める額とする。

2 監査委員会委員となる非常勤の委員については、別表に定める額を月額報酬に加算して支給する。

3 別表の額は、年度ごとに経営委員会の議決により定める。

第3条 期末報酬は年2回、上期、下期に分けて支給することとし、その算定期間を次のように定める。

上 期 12月1日から5月31日までの6か月

下 期 6月1日から11月30日までの6か月

第4条 月額報酬は毎月20日を支給日とし、期末報酬は上期は6月10日、下期は12月10日を支給日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

第5条 月の中途および第3条に定める算定期間の中途において、新たに委員に任命されたとき、または委員が退任したときの報酬は、次のとおりとする。

(1) 当該月の月額報酬は、日割をもって算出した額を支給する。

(2) 期末報酬は、第3条に定める算定期間のうち在任した月数を6で除した割合を乗じた額を支給する。

2 前項の報酬は、前条で規定する支給日にかかわらず支給することができる。

第6条 月の中途および第3条に定める算定期間の中途において、委員が異なる役職（常勤から非常勤または非常勤から常勤にかわる場合を含む）に就いたときの報酬は、次のとおりとする。

(1) 当該月の月額報酬は、いずれか高い方の額を支給する。

(2) 期末報酬は、異なる役職ごとの期末報酬にそれぞれの在籍した月数を6で除した割合を乗じた額の合計額を支給する。

第7条 この基準により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

(別 表)

(常勤)

※常勤の経営委員会委員は、その役職に応じ下記の金額を支給する。

| 役 職      | 月額報酬        | 期末報酬<br>(各期) | 年間報酬         |
|----------|-------------|--------------|--------------|
| 委 員 長    | 1,995,000 円 | 3,990,000 円  | 31,920,000 円 |
| 委員長職務代行者 | 1,731,250 円 | 3,462,500 円  | 27,700,000 円 |
| 委 員      | 1,410,000 円 | 2,820,000 円  | 22,560,000 円 |

(非常勤)

※非常勤の経営委員会委員は、その役職に応じ下記の金額を支給する。

| 役 職      | 月額報酬      | 期末報酬<br>(各期) | 年間報酬        |
|----------|-----------|--------------|-------------|
| 委 員 長    | 396,000 円 | 792,000 円    | 6,336,000 円 |
| 委員長職務代行者 | 356,400 円 | 712,800 円    | 5,702,400 円 |
| 委 員      | 316,800 円 | 633,600 円    | 5,068,800 円 |

※非常勤の経営委員会委員で監査委員会委員に任命された者は、その役職に応じ、上記の月額報酬に、下記に定める額を加算して支給する。

|       |           |
|-------|-----------|
| 加 算 額 | 158,400 円 |
|-------|-----------|

| 役 職      | 月額報酬      | 期末報酬<br>(各期) | 年間報酬        |
|----------|-----------|--------------|-------------|
| 委 員 長    | 554,400 円 | 792,000 円    | 8,236,800 円 |
| 委員長職務代行者 | 514,800 円 | 712,800 円    | 7,603,200 円 |
| 委 員      | 475,200 円 | 633,600 円    | 6,969,600 円 |